

# ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策（道肝炎） 治療費償還払申請について

## 1 償還払申請とは

償還払申請は、次の①から⑤に該当する場合に行えます。

なお、①から⑤以外にも受給者証の提示忘れなどの場合には、償還払申請できますが、医療費の額について、償還払申請書に病院、診療所又は調剤薬局（以下「医療機関」という。）で証明を受ける必要があります。

- ① 受給者が受給者証の交付申請をしてから、交付を受けるまでの間、認定された疾患に対する医療費をすでに医療機関等に支払っていたとき。
- ② 病状の急変などのやむを得ない事情により、北海道と契約していない医療機関を受診し、認定された疾患に対する医療費を支払ったとき。
- ③ 国保に加入されている方で、受給者証に記載する疾患の治療のために道外医療機関を受診し、認定された疾患に対する医療費を支払ったとき。
- ④ 「全国左官タイル塗装業国保組合」、「建設連合国保組合」、「全国板金業国保組合」及び「文芸美術国保組合」に加入されている方で、道内外の医療機関を受診し、認定された疾患に対する医療費を支払ったとき。
- ⑤ 高額療養費が多数回該当もしくは年間上限に該当し、支払った医療費と差額が生じる場合。

多数回該当	入院に係る医療費のうち、月額自己負担限度額に達した月から過去12カ月以内に3回以上限度額に達した場合は、4回目から限度額を44,400円とする。
年間上限	外来に係る医療費のうち、年間（前年10月から9月まで）に支払う医療費を144,000円とする。

## 2 申請者

申請者は受給者本人です。ただし、受給者が未成年者の場合は親権者の方が申請できますので、続柄を確認できる住民票や医療保険証などを提示（又はコピーを添付）してください。また、受給者が亡くなられた場合は、除籍（戸籍）謄本で続柄が確認できる親族の方が申請できます。

## 3 申請できる期間

医療機関に医療費を支払った月の翌月から5年間です。（受給者証の有効期間内であって受給者証が交付される以前に支払った医療費については、受給者証が交付された月の翌月から5年間です。）

## 4 申請に必要なもの

- ① ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策の医療受給者証（緑色）のコピー
- ② ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策治療費償還払申請書

・月ごと、医療機関ごとに1枚必要です。※所定の欄に押印してください。

③ 医療機関等の領収書（原本）

《裏面に続く》

・領収書は、診療（調剤）年月日、総医療費、食事療養費、患者負担額等が明らかなものを提出してください。

・医療費の額について、申請書に医療機関の証明を受けた場合は提出不要です。

（注）申請書に添付する領収書を確定申告等で使用する場合には、返還を希望する旨を記載したメモ書きなどを申請書類一式に同封してください。領収書の原本を確認後、返却します。

ただし、領収書の金額すべてが払戻の対象である場合は、領収書の原本は返却しません。（必要な場合は、ご自身でコピーをお取りください。）

④ 健康保険証のコピー

⑤ 預金通帳のコピー（※ゆうちょ銀行については、振込用の「店名」、「店番号」、「預金種目」、「口座番号」が必要です。）

⑥ 高額療養（医療）費※の支給決定通知書のコピー

（高額療養費支給申請を保険者に申請しすでに受領している場合に限り。）

※ 高額療養費とは、医療費が一定額を超えた場合、申請によりその医療費の一部が保険者から払い戻される制度です。この償還払申請により北海道から支払われるものではありません。（別途、保険者に申請手続きが必要です。）

詳しくは、加入する医療保険の担当窓口にお問い合わせください。

⑦ 除籍（戸籍）謄本

・受給者本人が亡くなっている場合に必要です。

## 5 その他

認定結果が出るまでの間に医療機関等を受診する際、ほかの制度（重度心身障害者医療給付事業、障害者自立支援法に基づく医療など）を利用し医療給付を受けた場合、原則、本事業の償還払の対象となりません。

## 6 手続き方法の変更（札幌市、旭川市、函館市、小樽市以外にお住まいの方が対象）

北海道では、これまで、各道立保健所で償還払い申請書等を受付していましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、保健所業務が逼迫している現状を踏まえ、感染症のまん延時においても、安定的に各種事務を進めるため、令和4年（2022年）4月1日から全ての申請書類の提出先を道庁（本庁）に一元化しました。それに伴い、手続きは郵送等で行っていただくようお願いいたします。

※札幌市、旭川市、函館市、小樽市にお住まいの方の手続き方法に変更はありません。お住まいの市の保健所（札幌市においては各保健センター）にお問い合わせください。